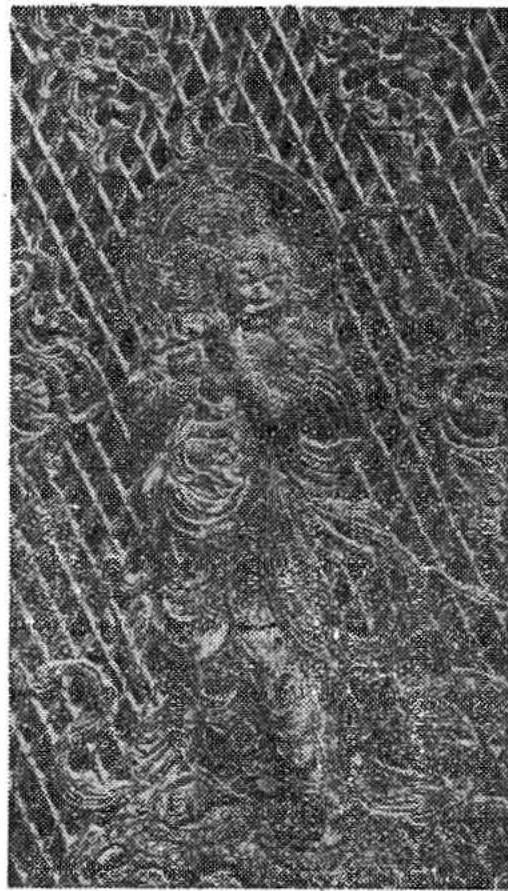


文化財保護委員会  
の足に際して

高橋 誠一郎



〈国宝〉 音声菩薩像

——奈良・東大寺藏——

文化財は、これまで、つねに、何者かの保護を必要としてきたかの観がある。そうして、その保護者は、時により、処にしたがって、あるいは帝王であり、あるいは貴族であり、あるいは寺院であり、あるいは富豪であった。しかしながら、貴重な文化財の保護を、これら、王侯貴族や、寺院富豪のわがまゝな不公平な力にまっただ時代は、もはや、過去のものである。今は、国民全体の力により、また良識ある総合的判断によって、これを保存するの必要が痛感されるようになった。

明治維新以来、日本国民は、ただひとえに、時代の奔流に

押し流され、夏目漱石氏の語をもってすれば、「我らの過去は、存在せざる過去の如くに、未来のためにじりりんせられ」て、古文化財の遺失破壊せらるゝこと多きに及び、さすがに、明治政府も手をこまねいてこれを傍観するに忍びず、明治四年、はなはだ不じゅうぶんなものではあったが、とにかく、『古器旧物保存方』を布告しなければならなかった。

ひたすら欧米に心酔し、その文物の輸入移植にのみあくせくとして、自国伝来の事物を捨てて顧みない日本国民の前に立って、日本美術固有の特長を論じ、その真価をきわめて公平な態度で究明したものは、明治十二年に來朝した米国人アーネスト・フェノロサであった。後年、かれの未亡人の語ったごとく、日本は実に、かれにとって、新たな思想、新たな影響、新たな靈感の別天地であった。そうして、かれの熱意とすぐれた鑑賞力とは、むなしく時代のちりにまみれて顧みるものもなかった古文化財にさん然たる光を与えることとなった。そうして、明治二十年には、政府に臨時宝物取調局が設置され、あまねく全国を探訪して、重要文化財について選考することとなった。

やがて、陸奥氏の語法をもってすれば、「国民的特性、すなわち歴史上より縁起するところのその能力及び勢力の保存及び発達を」主張するの聲がようやく大となり、ことに、日清

戦争を一転機として、わが国威は輝き、わが国力は増進するとともに、国民の自負心は大となり、社寺建造物ならびにその宝物等の保護に対する関心は高まり、明治三十年には『古社寺保存法』が制定されることとなった。さらに、明治四十年には『史跡名勝天然紀念物保存法』制定に関する建議が議會に提出され、次いで、大正八年に及んで、同法は公布施行されることとなった。この法律制定の目的もまた、いわゆる「国体の精華を保持し發揚する」にあったのである。

しかし、その後、わが国における文化財保護の制度が、昭和四年に制定された『国宝保存法』ならびに同八年の『重要美術品等の保存に関する法律』によって著大なる発展をなしたことは、こゝにくわしく述べる必要を見まい。

これら文化財の保存に関する法律の存在にもかゝらず、戦争中、ならびに戦争後において、わが文化財はきわめて重大なる危機に出会った。戦禍によって失われたものが少くないばかりでなく、古美術を愛惜する米国人の情けによって、辛うじて戦災を免かれることのできた天下の至宝、法隆寺金堂の壁画のごときは、昨年一月、日本人自身の不注意によって焼けうせて、わずかにその残がいただけをとどめることとなった。さらにその後、松山城、松前城が相次いで火災にかゝり

本年二月になつては、千葉縣所在の国宝建造物、長樂寺本堂が焼け、七月には、国宝金閣が、鹿苑寺の徒弟の放火によつて焼失した。銅の値上がりの犠牲となつて、上野東照宮社殿の燈ろうや、茂林寺の分福茶がまとともに、重要美術品、雙鶴丸紋鏡とが盗まれた。同じ月には、埼玉縣にある天洲寺の太子堂に安置されていた国宝聖徳太子像が豪雨に乗じて奪い去られた。(やがて雨中の用水堤上に遺棄されているのが、発見されはしたが。)

財産税の賦課や、財閥解体や、自作農創設や、インフレーションの高進やに悩む斜陽階級や、建物の維持修理に苦しむ神社や佛寺は、その所有する国宝級の文化財を手離そうとする。そうして、これらのものは、かわせ関係の波に乗つて、国外に流出しようとする。旧収集家や古美術商の中には、これまでの保存法規を無視し、ひたすら、營利の一念にかられて、ひそかに、その手中の国宝を海外に輸出しようともくろむものがある。国宝や重要美術品で、その所在をくらましてしまつたものが少くない。昨年十一月、わたくしが国立博物館長に就任し、各課長から所管事務の報告を受けた時、最も心を打たれたのは、調査課から受けたことこの報告であつた。手鑑は、ばらばら切られて一枚一枚に市場に現われ、絵巻物は、すたすたに裂かれて一図一図に売買される。戦災

によつて焼け失せてまつたと届け出てあるものが、転々所有者を変えて博物館に購入を求められることもある。昨年末であつたと記憶するが、「国宝保存法などというものは、ポツダム宣言受諾と同時に、けし飛んでしまつた」と豪語するものがあつた。

こうしたときに際して、文化財保護法が国会を通過し、その実施をみるにいたつたことは、まことに喜ばしい限りである。

文化財保護法は、実に、法隆寺金堂の炎上を契機として成立したものである。国権の最高機関である国会は、文化財の重大危機に当面して、国会立法の形式により、これが保護法を制定し、その保存に力をいたそうと期したのである。同法提案の理由は、「文化財の保存に関する現下の憂うべき状況にかんがみ、政府および国民一般の努力によるその保護を確実にし、もつて国民文化の保持に遺憾なきを期するため、文化財の保存に関する行政機構の強化と法規の整備を図る必要」あるに基くものとされている。

文化財保護法は、五月一日をもつて国会を通過し、八月二十九日から施行されることとなり、細川護立、矢代幸雄、一万田尙登、有光次郎の四氏とともに、わたくしもまた文化財保護委員に任命された。委員会は、保護法を忠実に実施し、その精神を具現せんことを期する。しかして、委員会はます

さし当り、全国的に重要文化財の再調査を行い、これに対し  
て重点的保護を加え、防火施設の整備強化を図り、本年秋に  
挙行されるべき藝術祭と協力して藝能文化の發達に資し、こ  
れらに要する経費支弁の途を確保するに努める。そうして、  
委員会はその發足の日において、委員長談として、一般国民  
の協力を求め、特に文化財の所有者その他の関係者におい  
て、文化財が貴重なる国民的財産であることを自覚し、協力  
の實をあげんことを望んだ。

そもそも、文化財を保護するがためには、まず第一に国民  
の文化財に対する愛好心を高め、各自の鑑賞力を養成するこ  
とが必要である。人々の脳裏に文化財を愛好する念、鑑賞す  
るの力がなければ、いかに貴重な国宝といえども、ひっきよ  
うするにめんどりに対する真珠に過ぎない。文化財の価値は  
鑑賞眼をもって、これを見ることによって取得され、文化財に対  
する趣味は文化財を見るにいたって、初めてわれわれに満足  
を与える。こゝにおいてか、重要文化財を広く国民に公開  
し、これを一般国民の親しみやすいものたらしめることが必  
要である。そうして、文化財を国民の心の中に植え付けなけ  
ればならない。

文化財は人々の心の中に存する。人間の精神は、ただに物  
を引き上げて財たらしめるばかりでなく、また、みずから物

を創造する。普通に労働の産物と称せられるところのものは  
實は、人間精神の活動の産出した物にほかならない。過去に  
おいて創作された古い文化財に対する愛着は、また、将来に  
おける新しい文化財を産むの基いでなければならぬ。しか  
して、それは、いよいよ高い文化を創造し、美の国土を實現  
する原動力たるべきものである。(文化財保護委員会委員長)